

平成26年度
千葉雇用施策実施方針

—千葉労働局と千葉県が連携して取り組む雇用施策—

趣旨

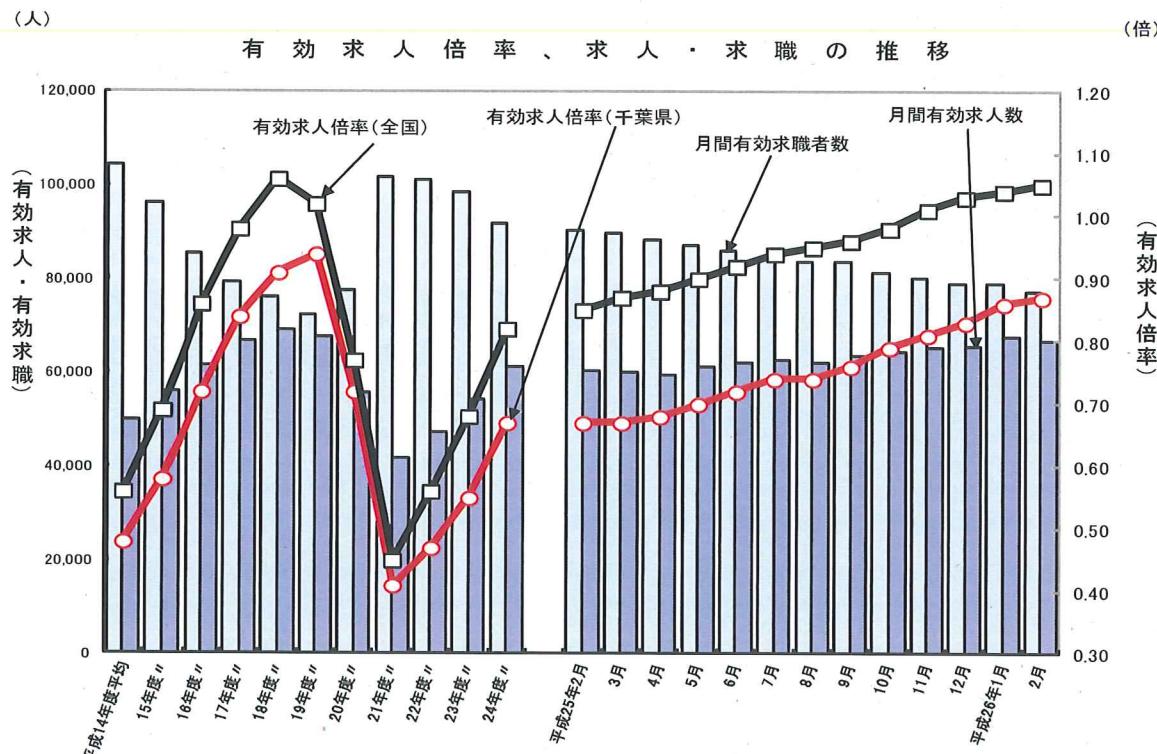
この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を千葉県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と千葉県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

最近の雇用失業情勢

千葉県内の経済情勢は生産が緩やかに持ち直し、企業収益も増益見込みとなるなど緩やかに持ち直している。

雇用情勢も直近の有効求人倍率は0.87倍となるなど緩やかに改善しつつあり、リーマンショック前の水準まで回復している。こうした状況の下、県内では大型商業施設のオープンにより雇用創出がみられる一方で、地域によっては半導体製品製造業などで雇用調整も見られた。

有効求人倍率・求人・求職の推移（平成26年2月）



1 大量雇用変動が生じた場合等地域の状況に応じた雇用対策の推進について

○ 企業進出等による雇用の確保

- ・千葉労働局及びハローワークは、千葉県が実施する地域の特性に応じた企業立地、産業振興、農林水産業の担い手支援、福祉人材の確保などの雇用創出が見込まれる各種施策の情報を的確に把握するとともに、当該事業において必要な人材の確保を支援する。
- ・大規模商業施設の開設や工場新設等の大量求人に対し、ハローワークの全国ネットワークを活用した広域における、求人・求職のマッチングを迅速に実施する。

○ 企業撤退等により大量離職者が生じた地域における緊急雇用対策等

- ・ハローワークは、求職者ニーズを把握するとともに、千葉県等へ情報提供を行う。
- ・千葉労働局は、千葉県、関係自治体及び関係機関が求職活動、年金、住居等に関する合同相談会を実施する場合や、就職促進のための面接会等を開催する場合に、職業相談、職業紹介に関する相談窓口を開設するなどの支援を実施する。
- ・千葉労働局は、地域における求職者の訓練ニーズを把握するとともに、千葉県が行う職業訓練の実施地域の選定に資するよう情報を提供する。

○ 地方自治体と連携した雇用対策の推進

- ・千葉県ジョブサポートセンター等の一体的実施施設や、ふるさとハローワークにおいて、千葉県や関係自治体と千葉労働局が連携し、引き続き、生活困窮者を含めた求職者への就職支援など効果的な業務運営に取り組む。
また、求人情報のオンライン提供を希望する自治体に対し、円滑な実施ができるよう支援する。

2 若年者の雇用対策について

○ 新規学卒者、既卒者、フリーター、ニート等若者への連携した就職支援

- ・千葉労働局は、新卒者就職応援本部会議において千葉県、経済団体及び大学・高校等の関係機関と情報を共有し、効果的な就職支援を実施する。
- ・千葉労働局は、新卒者の就職促進を図るため、千葉県、大学就職指導会等と就職面接会や企業説明会を実施する。
- ・千葉労働局長は、千葉県知事、千葉県教育長との連名により、雇用の確保等を県内企業及び経済団体へ要請する。
- ・ハローワーク船橋ヤングコーナーは、ジョブカフェちばとの連携により、若者の就労

支援を推進する。

- ・千葉労働局は、千葉県が実施する「千葉県若者自立支援ネットワーク協議会」に積極的に協力し、ニート等の自立を促進する。
- ・ハローワークは、ニート等の若者を地域若者サポートステーションに誘導するとともに、求人情報の提供や職業講話を実施する。

<目標：平成27年3月新卒者の就職内定率について、前年度を上回る>

<目標：ジョブカフェちばの利用者の進学や訓練受講等を含む進路が決定した割合について、平成25年度実績を上回る>

3 公共職業訓練・求職者支援訓練による訓練機会の確保及び効果的な就職支援について

○ 地域のニーズに即した職業訓練の実施

- ・千葉労働局は、「公共職業訓練の設定に係る千葉県と千葉労働局との連携方針」に基づき、千葉県との相談調整を図り効果的な職業訓練を実施する。
- ・千葉労働局は、千葉県地域訓練協議会を開催し、千葉県内の公共職業訓練や求職者支援訓練などの公的職業訓練における地域ニーズに応じた訓練コースや訓練実施機関の選定に活用する。
- ・千葉労働局及びハローワークは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構主催の職業訓練担当者連絡調整会議の中で、千葉県、千葉県立高等技術専門校との訓練ニーズに関する意見調整を積極的に行う。

○ 職業訓練機関とハローワークとの連携による就職支援の強化

- ・千葉労働局は、職業訓練機関に対し、求人情報及び就職面接会等の情報を提供する。
- ・千葉労働局は、千葉県と連携し、職業訓練受講者に対するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、受講生のニーズ・状況等に応じた担当者制を含めたきめ細かな就職支援を実施する。なお、就職支援は、職業訓練修了1ヶ月前から積極的に行う。
- ・千葉労働局は、千葉県が行う公共職業訓練受講者に対してジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、職業訓練修了時の「評価シート」の交付を要請する。また、ハローワークは、ジョブ・カードの「評価シート」を活用した職業相談を実施する。

<目標：公共職業訓練修了者の就職率 施設内訓練80% 委託訓練 70%>

<目標：求職者支援訓練修了者の就職率 基礎コース55% 実践コース60%>

4 障害者の雇用対策推進について

○ 障害者法定雇用率の達成に向けた支援

- ・千葉労働局及びハローワークは、法定雇用率未達成企業等を対象としたセミナー（相談会）や企業見学会を、千葉県の「障害者就労促進チャレンジ事業」と連携のうえ開催し、雇用理解を深める。
- ・ハローワークは、未達成企業を的確に把握し、雇用率未達成指導及び支援を計画的に実施する。その際、職員が千葉県の「企業支援員」と連携した支援を実施する。
- ・千葉労働局長は、千葉県知事等との連名により、県内企業、経済団体へ文書にて障害者を含む就職困難者等の雇用要請文書を発出する。

<目標：障害者雇用率達成企業の割合について、前年度実績以上>

○ 障害者の雇用拡大に向けた就労支援

- ・千葉労働局及びハローワークは、障害者雇用の促進及び社会一般の理解と関心を高めるために、千葉県と連携して障害者雇用促進面接会を実施する。千葉県は、障害者雇用促進面接会において、開催の周知及び「企業支援員」が参加企業への助言や定着指導の支援を実施する。
- ・千葉労働局及びハローワークは、職場実習のための事業所面接会の開催や特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携を通して、県内特別支援学校生徒の実習先や就業先の確保を行う。
- ・千葉労働局は、障害者就業・生活支援センター事業において、千葉県知事が指定する社会福祉法人等に業務委託し、就業面（千葉労働局）及び生活面（千葉県）での支援を実施する。
- ・ハローワークは、障害者職業訓練生に対する早期就職支援のために、千葉県立障害者高等技術専門校に職員を派遣し、就職相談会を実施する。

<目標：ハローワークにおける就職件数について、前年度実績以上>

5 女性の就労支援等について

○ 女性の活躍促進と子育てする女性等に対する雇用対策の推進

- ・千葉労働局及び千葉県は、企業への育児休業・介護休業等の利用促進を周知し、離職の予防と円滑な職場復帰の支援を行う。
- ・千葉労働局は、千葉県と連携して再就職を希望する者へのジョブサポートセンターが行うセミナーやマザーズハローワーク・コーナーの利用促進による就労支援を行う。
- ・千葉労働局は、千葉県との連携により、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、事業所内保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行う。